

平成十七年経済産業省令第九号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の経済産業省令で定める者）

第二条 法第三条第一項の経済産業省令で定める者は、次のとおりとする。

一 オーストラリアに輸出される物品の生産者であつて、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号。以下「令」という。）第一条第十三号に掲げる経済連携協定（以下「日オーストラリア協定」という。）に基づく第一種特定原産地証明書の発給を申請しようとする者

二 令第一条第十五号に掲げる経済連携協定（以下「地域的な包括的経済連携協定」という。）の締約国に輸出される物品の生産者であつて、地域的な包括的経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給を申請しようとする者

（第一種特定原産地証明書の発給の申請）

第三条 法第三条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 申請年月日

二 発給申請者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあっては、その代表者又は当該代表者から委任を受けた者の氏名

三 申請に係る経済連携協定の名称

四 申請に係る物品の生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先（令第一条第一号に掲げる経済連携協定（以下「日メキシコ協定」という。））又は同条第十二号に掲げる経済連携協定（以下「日ペルー協定」という。）に係る申請を行う場合に限る。）

五 申請に係る物品の輸入者又は荷受人（日メキシコ協定又は日ペルー協定に係る申請を行う場合にあつては当該申請に係る物品の当該申請に係る経済連携協定の締約国における輸入者に限る。）の氏名又は名称及び住所

六 申請に係る物品の名称、数量及び関税番号（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条（a）に規定する商品の名称及び分類についての統一システムの番号をいう。以下同じ。）

七 申請に係る物品の仕入書の作成年月日（日メキシコ協定又は令第一条第九号に掲げる経済連携協定（以下「日スイス協定」という。）に係る申請を行う場合を除く。）及び当該仕入書に識別のための番号が付されている場合にあつては、その番号（日スイス協定に係る申請を行う場合を除く。）

八 法第三条第三項の規定により資料を提出する生産者の氏名又は名称及び住所（同項の規定により、申請に係る物品の生産者（第四条の二において「申請物品生産者」という。）が、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を経済産業大臣（指定発給機関が発給事務を行う場合にあつては、当該指定発給機関。以下第六条の二までにおいて同じ。）に直接に提出する場合に限る。）

九 法第三条第一項の申請は、様式第一による発給申請書により行わなければならない。

十 法第三条第二項の規定による資料の提出は、同項の特定原産品であることを明らかにする資料に、申請に係る物品の仕入書の写し又はこれに準ずるものを添付して行わなければならない。

十一 法第三条第五項の規定による第一種原産品誓約書の提出は、様式第一の二による書面を提出することにより行わなければならない。

十二 法第三条第六項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種原産品誓約書を交付する者の連絡先及び法人その他の団体にあっては、その代表者又は当該代表者から委任を受けた者の氏名

二 法第三条第六項第三号の物品に係る関税番号

十三 第三項の規定にかかわらず、第四条の二第二項の登録を受けた発給申請者は、申請に係る物品の仕入書の写し及びこれに準ずるものの添付を省略することができる。ただし、経済産業大

臣は、特に必要があると認めるときは、当該書類の提出を命ずることができる。

十四 第三項の場合において、同種の物品に係る過去の申請の手続において申請に係る物品が特定原産品であることを明らかにする資料を既に提出した発給申請者は、その提出すべき資料に変更がないときは、その旨を示すことをもって当該資料の提出に代えることができる。ただし、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該資料の提出を命ずることができる。

十五 法第六条第一項の規定に違反して同項の規定による通知又は法第七条第一項の規定に違反して同項の規定による書類の保存をしなかつた証明書受給者は、一年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める期間、前項本文の規定の適用を受けることができない。

（生産者による資料の提出）

第十六条 法第三条第三項の資料の提出は、様式第二による書面及び同条第二項の特定原産品であることを明らかにする資料を提出することにより行わなければならない。

十七 法第三条第三項の資料の提出については前条第七項及び第八項の規定を準用する。この場合において、同条第八項中「第六条第一項」とあるのは、「第六条第二項」と読み替えるものとする。

十八 生産者は、前項の規定により準用する前条第七項の特定原産品であることを明らかにする資料に変更がない場合であつても、当該資料に基づき特定原産品であることを明らかにすることを様式第二による書面で同意した期間以降に法第三条第一項の第一種特定原産地証明書の発給の申請が行われた場合には、再び様式第二による書面を提出しなければならない。

（第一種特定原産地証明書の発給の申請に係る事前登録）

第四条の二

発給申請者又は申請物品生産者は、

法第三条第一項の申請に先立つて、経済産業大臣に対し、様式第三の申請書に、次に掲げる書類を添付して、当該発給申請者又は申請物品生産者の情報（氏名又は名称、住所及び連絡先をいい、法人その他の団体にあってはその代表者又は当該代表者から委任を受けた者の氏名を含み、発給申請者にあつては第六条第三項の規定により第一種特定原産地証明書に印字される署名の形状を含む。）の登録を申請することができる。

一 発給申請者又は申請物品生産者が個人である場合にあつては、申請の日前三月以内に作成された戸籍の抄本若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し（外国人にあつては、在留カード若しくは特別永住者証明書の写し若しくは申請の日前三月以内に作成された住民票の写し又は在留資格を証するその他の書類で申請の日前三月以内に作成若しくは記載されたもの）及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの

二 発給申請者又は申請物品生産者が法人その他の団体である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの（当該団体の代表者から委任を受けた者が申請する場合にあつては、当該委任を受けたことを証する書面を含む。）

三 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合には、当該申請に虚偽があると認められるときを除き、同項の情報を事業者登録簿に登録するとともに登録した旨を当該申請をした発給申請者又は申請物品生産者に通知しなければならない。

四 前項の登録を受けた発給申請者又は申請物品生産者は、法第三条第一項の申請に先立つて、当該発給申請者が輸出しようとする物品が当該物品の仕向国との間の経済連携協定（経済連携協定の規定により当該経済連携協定の締約国の関税法令が適用される当該締約国以外の外国を仕向国とする場合）にあつては、当該締約国との間の経済連携協定）に基づく特定原産品に該当するかどうかについて経済産業大臣に確認を求めることができる。

五 前項の確認の申請は、経済産業大臣に対し、特定原産品であることを明らかにする資料を提出することにより行わなければならない。

六 経済産業大臣は、第三項の確認の申請があつた場合には、前項の規定により提出された資料について審査を行い、第三項の物品が特定原産品であると認めるときは、当該発給申請者又は申請物品生産者に対し、特定原産品であることを確認する書面を交付しなければならない。

七 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の書面の交付の決定を取り消さなければならない。

一 当該書面の交付を受けた物品が特定原産品でなかつたことが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、特定原産品であることを明らかにする資料に記載された事項

に変更があつたことにより、当該書面の交付を受けた物品が特定原産品でなくなつたと認めるとき。

7 第二項の登録を受けた発給申請者又は申請物品生産者は、登録された情報に変更があつた場合又は同項の通知の日から起算して二年を経過した場合には、第一項第一号又は第二号に掲げる書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

8 前項の規定に違反して、同項の書類の提出をしなかつた発給申請者は、当該書類を提出するまでの間、第三条第六項本文の規定の適用を受けることができない。

(第一種特定原産地証明書の発給の審査)

第五条 経済産業大臣は、法第三条第一項の申請があつた場合には、発給申請者又は証明資料提出者から提出された発給申請書及び資料又は第一種原産品誓約書に基づき、当該申請に係る物品が当該物品の仕向国との間の経済連携協定(経済連携協定の規定により当該経済連携協定の締約国の関税法令が適用される当該締約国以外の外国を仕向国とする場合にあつては、当該締約国との間の経済連携協定)に基づく特定原産品であるかどうかについて審査を行うものとする。

2 前項の場合において、経済産業大臣は、前条第二項の規定により登録された同条第一項の情報の内容又は同条第四項の規定により提出された特定原産品であることを明らかにする資料の内容を確認する必要があると認める場合その他前項の審査を適正に行うために必要があると認める場合には、関係者への照会その他必要な調査を行い、発給申請者、証明資料提出者若しくは第一種原産品誓約書交付者(以下この項において「発給申請者等」という。)に対して必要なる報告を求め、又は発給申請者等の同意を得て、その職員をして実地に当該発給申請者等の設備若しくは書類その他物件を検査させることができる。

(第一種特定原産地証明書の発給)

第六条 経済産業大臣は、前条の規定により審査を行い、申請に係る物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる様式の印章を付した同表下欄に掲げる様式による第一種特定原産地証明書を発給しなければならない。この場合において、経済産業大

臣は、第一種特定原産地証明書に署名及び押印をすることともに、それぞれの第一種特定原産地証明書ごとに証明書番号を付すものとする。

一日メキシコ協定	様式第一	様式第二
二 令第一条第二号に掲げる経済連携協定(以下「日マレーシア協定」という。)	様式第六	様式第七
三 令第一条第三号に掲げる経済連携協定(以下「日チリ協定」という。)	様式第八	様式第九
四 令第一条第四号に掲げる経済連携協定(以下「日タイ協定」という。)	様式第十	様式第十一
五 令第一条第五号に掲げる経済連携協定(以下「日インドネシア協定」という。)	様式第十二	様式第十三
六 令第一条第六号に掲げる経済連携協定(以下「日ブルネイ協定」という。)	様式第十四	様式第十五
七 令第一条第七号に掲げる経済連携協定(以下「日アセアン協定」という。)	様式第十六	様式第十七
八 令第一条第八号に掲げる経済連携協定(以下「日フィリピン協定」という。)	様式第十八	様式第十九
九 日スイス協定	様式第二十	様式第二十一
十 令第一条第十号に掲げる経済連携協定(以下「日ベトナム協定」という。)	様式第二十六	様式第二十七
十一 令第一条第十一号に掲げる経済連携協定(以下「日インド協定」という。)	様式第二十八	様式第二十九
十二 日ペルー協定	様式第三十	様式第三十一
十三 日オーストラリア協定	様式第三十二	様式第三十三
十四 令第一条第十四号に掲げる経済連携協定(以下「日モンゴル協定」という。)	様式第三十四	様式第三十五
十五 地域的な包括的経済連携協定	様式第三十六	様式第三十七

2 発給申請者は、第一種特定原産地証明書の発給を受けるにあたり、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 第一種特定原産地証明書への英語による必要事項の記入

2 第一種特定原産地証明書への署名
経済産業大臣は、第一種特定原産地証明書を発給するに当たり第四条の二第二項の登録を受けた発給申請者の求めがあつたときは、当該発給申請者に代わつて前項各号に掲げる事項を行うものとする。この場合において、経済産業大臣が行う同項第二号の署名は、第一種特定原産地証明書に発給申請者の署名の形状を印字することにより行うものとする。

4 経済産業大臣は、申請に係る物品が外国に向けて送り出された後に日ペルー協定に係る法第三条第一項の規定による発給の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定により第一種特定原産地証明書の発給をしなければならぬ。

一 第五条の規定による審査の結果、当該申請に係る物品が特定原産品であると認められること。

二 当該申請が日ペルー協定第五十五条第一項に掲げる場合のいずれかに該当すること。

5 経済産業大臣は、申請に係る物品が外国に向けて送り出された後に行われた申請に基づき第一種特定原産地証明書を発給する場合には、第一種特定原産地証明書にその旨を記入するものとする。

第六条の二 経済産業大臣は、同一の発給申請者に対し、日と同じくして同一の経済連携協定に係る二以上の第一種特定原産地証明書を発給するときは、当該発給申請者の求めに応じて、これを一の書面にまとめて発給することができる。

(第一種特定原産地証明書の発給に係る留意すべき事項)

第七条 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日メキシコ協定にあつては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、メキシコ合衆国政府は、次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日メキシコ協定第四十四条第一項(ア)の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当

該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日メキシコ協定第四十四条第一項(ハ)の規定に基づき、証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものその他受領の確認を伴う方法により質問書を送付すること。

ハ 日メキシコ協定第四十四条第一項(ヘ)の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がメキシコ合衆国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、メキシコ合衆国による前号ロ又はハの方法による確認を受ける際には、日メキシコ協定第四十四条の規定を十分に読むべきこと。

三 証明書受給者又は特定証明資料提出者が、メキシコ合衆国の税関当局から日メキシコ協定第四十四条第一項(ハ)に規定する質問書(日メキシコ協定第四十四条第七項に規定する追加の質問書を含む。第十一号において同じ。)を受領した場合において、当該質問書を受領した日から四十五日以内にメキシコ合衆国の税関当局に到達するよう、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものその他受領の確認を伴う方法により回答を送付すべきこと、及び当該回答が当該質問書を受領した日から四十五日以内にメキシコ合衆国の税関当局に到達しなかつたときは、当該質問書による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇が否認されること。

四 前号の場合において、証明書受給者又は特定証明資料提出者が送付した回答が同号の期間内にメキシコ合衆国の税関当局に到達した

設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日チリ協定第四十八条第一項（a）に規定する証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設の訪問が行われた場合において、当該証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、チリ共和国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後一年を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

4 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日タイ協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるかを否かを決定するため、タイ王国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日タイ協定第四十三条の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日タイ協定第四十四条の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がタイ王国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、タイ王国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日タイ協定第四十四条及び第四十五条の規定を十分に読むべきこと。

三 タイ王国の税関当局が、日タイ協定第四十四条第一項（a）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けること

について同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がタイ王国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がタイ王国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にタイ王国の税関当局に到達しなかったときは、タイ王国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日タイ協定第四十四条第一項（a）に規定する証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設の訪問が行われた場合において、当該証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、タイ王国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

5 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日インドネシア協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるかを否かを決定するため、インドネシア共和国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日インドネシア協定第四十三条の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日インドネシア協定第四十四条の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がインドネシア共和国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物

品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、インドネシア共和国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日インドネシア協定第四十四条及び第四十五条の規定を十分に読むべきこと。

三 インドネシア共和国の税関当局が、日インドネシア協定第四十四条第一項（a）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がインドネシア共和国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がインドネシア共和国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にインドネシア共和国の税関当局に到達しなかったときは、インドネシア共和国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日インドネシア協定第四十四条第一項（a）に規定する証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設の訪問が行われた場合において、当該証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、インドネシア共和国によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

6 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日ブルネイ協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるかを決定するため、ブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日ブルネイ協定第四十条の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日ブルネイ協定第四十一条の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、ブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省による前号ロの方法による確認を受ける際には、日ブルネイ協定第四十一条及び第四十二条の規定を十分に読むべきこと。

三 ブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省が、日ブルネイ協定第四十一条第一項（a）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省に到達しなかったときは、ブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五日ブルネイ協定第四十一条第一項（a）に規定する証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設の訪問が行われた場合において、当該証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、ブルネイ・ダルサラーム国によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

七 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日アセアン協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるかを否かを決定するため、東南アジア諸国連合構成国（以下「アセアン構成国」という。）の締約国の税関当局又は関係当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日アセアン協定附属書四第六規則の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日アセアン協定附属書四第七規則の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がアセアン構成国の締約国の税関当局又は関係当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、アセアン構成国の締約国の税関当局又は関係当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日アセアン協定附属書四第七規則及び第八規則の規定を十分に読むべきこと。

三 アセアン構成国の締約国の税関当局又は関係当局が、日アセアン協定附属書四第七規則第一項（a）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることにつ

いて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がアセアン構成国の締約国の税関当局又は関係当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がアセアン構成国の締約国の税関当局又は関係当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にアセアン構成国の締約国の税関当局又は関係当局に到達しなかつたときは、アセアン構成国の締約国の税関当局又は関係当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日アセアン協定附属書四第七規則第一項（a）に規定する証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設の訪問が行われた場合において、当該証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、アセアン構成国の締約国によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後一年を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日フィリピン協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、フィリピン共和国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日フィリピン協定第四十三条の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日フィリピン協定第四十四条の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣が

フィリピン共和国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、フィリピン共和国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日フィリピン協定第四十四条及び第四十五条の規定を十分に読むべきこと。

三 フィリピン共和国の税関当局が、日フィリピン協定第四十四条第一項（a）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がフィリピン共和国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がフィリピン共和国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にフィリピン共和国の税関当局に到達しなかつたときは、フィリピン共和国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日フィリピン協定第四十四条第一項（a）に規定する証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設の訪問が行われた場合において、当該証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、フィリピン共和国によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後六月を経過する日又はフィリピン共和国の法令に基づくこれよりも長い期

間の間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

法第四条第二項、第三項及び第五項の経済産業省令で定める事項は、日スイス協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、スイス連邦の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日スイス協定附属書二十五条第二項の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日スイス協定附属書二十五条第八項の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がスイス連邦の税関当局の立会いの下に証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者の施設を当該証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者の同意を得て訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、スイス連邦の税関当局による前号の方法による確認を受ける際には、日スイス協定附属書二十五条の規定を十分に読むべきこと。

三 証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者が日スイス協定附属書二十五条第八項に規定する訪問を受けることを拒否したときは、スイス連邦の税関当局は当該訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

四 日スイス協定附属書二十五条第八項に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者が法第七条第一項又は第二項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

五 第一種特定原産地証明書は、スイス連邦の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日ベトナム協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、ベトナム社会主義共和国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日ベトナム協定附属書三第六規則の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日ベトナム協定附属書三第七規則の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がベトナム社会主義共和国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、ベトナム社会主義共和国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日ベトナム協定附属書三第七規則及び第八規則の規定を十分に読むべきこと。

三 ベトナム社会主義共和国の税関当局が、日ベトナム協定附属書三第七規則第一項（a）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がベトナム社会主義共和国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がベトナム社会主義共和国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明

資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にベトナム社会主義共和国の税関当局に到達しなかったときは、ベトナム社会主義共和国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日ベトナム協定附属書三第七規則第一項（a）に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、ベトナム社会主義共和国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後一年を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

11 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日インド協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、インド共和国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日インド協定附属書三第六節の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日インド協定附属書三第七節の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がインド共和国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、インド共和国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日インド協定附属書三第七節及び第八節の規定を十分に読むべきこと。

三 インド共和国の税関当局が、日インド協定附属書三第七節第一項（a）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がインド共和国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がインド共和国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にインド共和国の税関当局に到達しなかったときは、インド共和国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日インド協定附属書三第七節第一項（a）に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、インド共和国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

12 法第四条第二項、第三項及び第五項の経済産業省令で定める事項は、日ペルー協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、ペルー共和国の通商観光省は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日ペルー協定第六十六条第二項（b）及び（c）の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日ペルー協定第六十六条第二項（d）の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がペルー共和国の通商観光省の立会いの下に証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、ペルー共和国の通商観光省による前号ロの方法による確認を受ける際には、日ペルー協定第六十六条の規定を十分に読むべきこと。

三 ペルー共和国の通商観光省が、日ペルー協定第六十六条第二項（d）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、日本国政府がペルー共和国の通商観光省からの訪問を要請する書面を受領した日の翌日から三十日以内に回答がペルー共和国の通商観光省に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者、特定証明資料提出者若しくは特定第一種原産品誓約書交付者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日の翌日から三十日以内にペルー共和国の通商観光省は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日ペルー協定第六十六条第二項（d）に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者が法第七条第一項又は第二項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物

品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、ペルー共和国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

13 法第四条第二項、第三項及び第五項の経済産業省令で定める事項は、日オーストラリア協定にあつては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、オーストラリアの税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日オーストラリア協定第三・二十一條第二項（b）の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日オーストラリア協定第三・二十一條第二項（c）の規定に基づき、証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ハ 日オーストラリア協定第三・二十一條第二項（d）の規定に基づき、証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者に対し、当該証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

二 証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、オーストラリアの税関当局による前号ハの方法による確認を受ける際には、日オーストラリア協定第三・二十二條及び第三・二十三條の規定を十分に読むべきこと。

三 オーストラリアが、日オーストラリア協定第三・二十一條第二項（d）に規定する訪問を書面により要請した場合において、日本国政府は、その施設に訪問を受ける証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、日本国政府から回答を求められた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、日本国政府がオーストラリアからの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がオーストラリアに到達するよう、速やかに日本国政府に回答すべきこと、及び当該証明書受給者、特定証明資料提出者若しくは特定第一種原産品誓約書交付者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にオーストラリアに到達しなかつたときは、オーストラリアは当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日オーストラリア協定第三・二十一條第二項（d）に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者が法第七条第一項又は第二項に規定する書類を保存していないことが明らかになつた場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、オーストラリアの税関当局によって、申請に係る物品がオーストラリアに向けて送り出される前に行われたい申請に基づき発給されたものにあつては、発給の日以後一年を経過する日までの間に、申請に係る物品がオーストラリアに向けて送り出された後に行われた申請に基づき発給されたものにあつては当該物品の船積みの日以後一年を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

14 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日モンゴル協定にあつては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、モンゴル国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日モンゴル協定第三・十八條の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日モンゴル協定第三・十九條の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣が

モンゴル国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、モンゴル国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日モンゴル協定第三・十九條及び第三・二十條の規定を十分に読むべきこと。

三 モンゴル国の税関当局が、日モンゴル協定第三・十九條第一項（a）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がモンゴル国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日の翌日から三十日以内に回答がモンゴル国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日の翌日から三十日以内にモンゴル国の税関当局に到達しなかつたときは、モンゴル国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 日モンゴル協定第三・十九條第一項（a）に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、モンゴル国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

15

法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、地域的な包括的経済連携協定にあつては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、地域的な包括的経済連携協定の締約国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 地域的な包括的経済連携協定第三・二十四條第一項（c）の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 地域的な包括的経済連携協定第三・二十四條第一項（d）の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣が地域的な包括的経済連携協定の締約国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、地域的な包括的経済連携協定の締約国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、地域的な包括的経済連携協定第三・二十四條及び第三・二十五條の規定を十分に読むべきこと。

三 地域的な包括的経済連携協定の締約国の税関当局が、地域的な包括的経済連携協定第三・二十四條第一項（d）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府が当該地域的な包括的経済連携協定の締約国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答が当該地域的な包括的経済連携協定の締約国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本

国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に当該地域的な包括的経済連携協定の締結国の税関当局に到達しなかったときは、当該地域的な包括的経済連携協定の締結国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇を否認することができること。

五 地域的な包括的経済連携協定第三・二十四条第一項（d）に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六 第一種特定原産地証明書は、地域的な包括的経済連携協定の締結国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

（再発給）

第八条 証明書受給者は、第一種特定原産地証明書を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じ、若しくは第一種特定原産地証明書の記載された事項に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣（指定発給機関が発給した第一種特定原産地証明書については、当該指定発給機関。以下この条において同じ。）に提出し、その再発給を受けることができる。

一 申請年月日
二 申請者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあつては、その代表者又は当該代表者から委任を受けた者の氏名
三 亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は記載に誤りが生じ、若しくは記載された事項に変更があつた第一種特定原産地証明書の証明書番号
四 亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は記載に誤りが生じ、若しくは記載された事項に変更があつた事由

証明書受給者は、第一種特定原産地証明書を汚損し、若しくは破損し、又は第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じ、若しくは第一種特定原産地証明書の記載された事項に変更があつたことにより前項の申請書を提出するとき

は、これに当該第一種特定原産地証明書を添付しなければならない。

3 証明書受給者は、第一種特定原産地証明書を亡失したことから第一項の規定により第一種特定原産地証明書の再発給を受けた後、その亡失した第一種特定原産地証明書を発見したときは、遅滞なく、これを経済産業大臣に返納しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一種特定原産地証明書が亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合に、第一項の規定により第一種特定原産地証明書を再発給するときは、第一種特定原産地証明書にその旨を記入するものとする。

5 証明書受給者は、法第二十七条第一項の規定により、複合第一種特定原産地証明書（第六条の二（次項の規定により準用する場合を含む。）の書面をいう。以下この項及び第二十五条において同じ。）に係る第一種特定原産地証明書の一部の発給の決定が取り消された場合において、当該複合第一種特定原産地証明書を経済産業大臣に返納したときは、当該複合第一種特定原産地証明書に係る第一種特定原産地証明書のうち当該取消しに係るもの以外のものの再発給を受けることができる。

6 第六条の二の規定は、第一項及び前項の規定による再発給について準用する。

（第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかつたこと等の通知期間）
第九条 法第六条第一項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる事実にあつては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とし、同条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号に掲げる事実にあつては一年（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）とする。

一	日メキシコ協定	五年
二	日マレーシア協定	五年
三	日チリ協定	五年
四	日タイ協定	五年
五	日インドネシア協定	五年
六	日ブルネイ協定	三年
七	日アセアン協定	三年
八	日フィリピン協定	五年

九	日スイス協定	三年
十	日ベトナム協定	三年
十一	日インド協定	五年
十二	日ペルー協定	五年
十三	日オーストラリア協定	五年
十四	日モントレーリア協定	五年
十五	日モンゴル協定	三年

（第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかつたこと等の通知先）

第十条 法第六条第一項の経済産業省令で定める者のうち、日メキシコ協定に係るものは、次のとおりとする。

一 メキシコ合衆国の税関当局
二 第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品の輸入者（証明書受給者が輸入者に当該第一種特定原産地証明書を提供した場合に限る。）

2 法第六条第二項の経済産業省令で定める者は、次のとおりとする。

一 メキシコ合衆国の税関当局（法第六条第二項の規定による通知が日メキシコ協定に基づき発給された第一種特定原産地証明書に係るものである場合に限る。）
二 法第六条第二項の規定による通知に係る第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品の輸出者

（第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかつたこと等の通知に係る軽微な事実）
第十一条 法第六条第一項の経済産業省令で定める軽微な事実は、次のとおりとする。

一 法第六条第一項第二号に掲げるもののうち、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであつて、記載内容の正確性を失わない範囲のもの
二 法第六条第一項第三号に掲げるもののうち、第一種特定原産地証明書の趣旨の変更を伴わないもの

2 法第六条第二項の経済産業省令で定める軽微な事実は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであつて、記載内容の正確性を失わない範囲のものとする。

（第一種特定原産地証明書に係る書類の保存等）
第十二条 法第七条第一項の第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 発給申請者の申請に係る物品の仕入書の写し又はこれに準ずるもの

二 発給申請者又は証明資料提出者の提出に係る当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第一種原産品誓約書の写し
法第七条第一項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一	日メキシコ協定	五年
二	日マレーシア協定	五年
三	日チリ協定	五年
四	日タイ協定	五年
五	日インドネシア協定	五年
六	日ブルネイ協定	三年
七	日アセアン協定	三年
八	日フィリピン協定	五年
九	日スイス協定	三年
十	日ベトナム協定	三年
十一	日インド協定	五年
十二	日ペルー協定	五年
十三	日オーストラリア協定	五年
十四	日モンゴル協定	五年
十五	地域的な包括的経済連携協定	三年

3 法第七条第二項の第一種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第一種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。

4 法第七条第二項の経済産業省令で定める期間は、当該第一種原産品誓約書に係る第一種特定原産地証明書の発給の日から起算して、当該発給に係る第二項の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

（第二種特定原産地証明書の作成に係る認定の申請）
第十三条 法第七条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 認定申請者が個人である場合にあつては、申請の日前三月以内に作成された戸籍の抄本若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し（外国人にあつては、在留カード若しくは特別永住者証明書の写し若しくは申請の日前三月以内に作成された住民票の写し又は在留資

格を証するその他の書類で申請の日前三月以内に作成若しくは記載されたもの）及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの

二 認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、定款並びに登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（当該団体の代表者から委任を受けた者が申請する場合にあっては、当該委任を受けたことを証する書面を含む）並びに役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 認定申請者が様式第二十二により作成した法第七条の三各号に該当しないことを誓約する書面

四 次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める書類

イ 日メキシコ協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類	ロ スイス協定	ハ 日ペルー協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類	ニ 地域的な包括的経済連携協定の経済連携協定
日メキシコ協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類	日メキシコ協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類	日ペルー協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類	地域的な包括的経済連携協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類

五 第二種特定原産地証明書の作成に係る経済連携協定の締約国等を仕向地とする輸出に関する実績及び計画を記載した書類

法第七条の二第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 連絡先及び法人その他の団体にあっては、その代表者又は当該代表者から委任を受けた者が申請する場合にあっては、当該委任を受けた者の氏名

二 法第七条の二第二項第四号の物品に係る関税番号

三 第二種原産品誓約書交付者となる候補者の氏名又は名称及び住所（認定申請者が法第七条の二第二項第四号の物品の生産者でない場合であつて、当該物品の生産者から第二種原産品誓約書の交付を受けて第二種特定原産地証明書を作成しようとする場合に限る。）

四 法第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合している旨を説明する事項

三 法第七条の二第二項の申請は、様式第二十三による認定申請書により行わなければならない。

（認定の基準）

第十四条 法第七条の四第一項の経済産業省令で定める基準は、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定及び地域的な包括的経済連携協定にあっては、次のとおりとする。

一 認定申請者が第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること。

二 認定申請者が個人である場合にあっては、当該認定申請者本人と次に掲げる者との間の連絡体制を整備していること。

イ 経済産業大臣

ロ 申請に係る物品の生産者（当該申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合に限る。）

三 認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ 本店又は主たる事務所に、次に掲げる者を配置していること。

（1） 第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者

（2） （1）の責任者及びロの業務を行う者を指揮し第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を総括管理する統括責任者

第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該業務を行う者として、次に掲げるいずれかの者を配置していること。

（1） 法第三条第二項若しくは第三項の資料又は第四条の二第四項の資料（以下このロにおいて総称して単に「資料」という。）の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について第四条の二第五項の確認を受けた者

（2） 資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について第四条の二第五項の確認を受けた場合に限る。）

（3） 法第七条の二第二項の認定を受けた者（個人である場合であつて、法第七条の

十三の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

（4） 第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が法第七条の十三の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

（5） （1）から（4）までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ハ イ（2）の統括責任者が、イ（1）の責任者及びロの業務を行う者を指揮監督する権限を、当該法人その他の団体の内部規則において位置付けていること。ただし、当該統括責任者とイ（1）の責任者及びロの業務を行う者との間の連絡体制が整備されていると認められるときは、この限りでない。

二 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、経済産業大臣との連絡体制を整備していること。

ホ 申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合にあっては、認定申請者が当該物品に係る第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該物品の生産者との連絡体制を整備していること。

（認定の通知等）

第十五条 経済産業大臣は、法第七条の四第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を記載した書面により、その旨を認定申請者に通知するものとする。

二 法第七条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、日メキシコ協定にあっては、次のとおりとする。

一 認定輸出者は、輸出される物品に係る仕入書、納品書その他これらに類する書類であつて当該物品について特定できるように記述したものに、日メキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める申告文を押印又は印字することにより、第二種特定原産地証明書を英語で作成すること。

二 第二種特定原産地証明書は、メキシコ合衆国の税関当局によって、当該第二種特定原産地証明書の作成の日の翌日から十二月を経過

する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

三 法第七条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、日スイス協定にあっては、次のとおりとする。

一 認定輸出者は、輸出される物品に係る仕入書、納品書その他これらに類する書類であつて当該物品について特定できるように記述したものに、日スイス協定附属書二の付録三に定める申告文を押印又は印字することにより、第二種特定原産地証明書を英語で作成すること。

二 第二種特定原産地証明書は、スイス連邦の税関当局によって、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

四 法第七条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、日ペルー協定にあっては、次のとおりとする。

一 認定輸出者は、輸出される物品に係る仕入書、納品書その他これらに類する書類であつて当該物品について特定できるように記述したものに、日ペルー協定附属書四に定める申告文を押印又は印字することにより、第二種特定原産地証明書を英語で作成すること。

二 第二種特定原産地証明書は、ペルー共和国の税関当局によって、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

五 法第七条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、地域的な包括的経済連携協定にあっては、次のとおりとする。

一 認定輸出者は、輸出される物品に係る仕入書、納品書その他これらに類する書類であつて当該物品について特定できるように記述したものに、地域的な包括的経済連携協定附属書三Bに必要の記載事項2原産地申告の規定に基づき、第二種特定原産地証明書を英語で作成すること。

二 第二種特定原産地証明書は、地域的な包括的経済連携協定の締約国の税関当局によって、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

(認定の有効期間)
第十六条 法第七条の五第一項の経済産業省令で定める期間は、法第七条の四第一項の認定をした日から三年とする。
2 前三条の規定(第十四条第一号を除く。)は、法第七条の五第一項の認定の更新に準用する。

(名称等の変更の届出)
第十七条 認定輸出者は、法第七条の六の規定による届出をするときは、様式第二十四の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(認定輸出者の帳簿)

第十八条 法第七条の七の帳簿は、認定を受けた経済連携協定ごとに、別表の第一号上欄に掲げる事項を記載した帳簿(次項において「第一号帳簿」という。)にあつては認定輸出者ごと、別表の第二号上欄に掲げる事項を記載した帳簿(次項において「第二号帳簿」という。)にあつては証明の用に供した第二種特定原産地証明書ごとに作成し、同表の上欄に掲げる事項を記載した帳簿ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

2 前項の場合において、認定輸出者が法人その他の団体であるときは、第一号帳簿にあつては本店又は主たる事務所、第二号帳簿にあつては当該第二号帳簿に係る第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、備え付けなければならない。
3 法第七条の七の第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定輸出者が個人である場合 別表の第一号上欄(ハを除く。)及び第二号上欄(ロを除く。)に掲げる事項

二 認定輸出者が法人その他の団体である場合 別表の第一号上欄及び第二号上欄に掲げる事項(本店又は主たる事務所と第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所が同一であり、かつ、他に第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所がない場合にあつては、同表の第一号上欄ハを除く。)

(第二種原産地誓約書の作成)

第十九条 法第七条の八第一項の第二種原産地誓約書には、当該第二種原産地誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約する旨及び次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第二種原産地誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名			三年
二 第二種原産地誓約書の交付年月日			五年
三 物品の品名及び当該物品に係る関税番号			三年
四 第二種原産地誓約書が作成された物品に係る経済連携協定の名称			五年
(第二種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間)			五年
第二十條 法第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間は、同項第一号に掲げる事実にあつては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とし、同項第二号又は第三号に掲げる事実にあつては一年(日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間)とする。			五年
一 日メキシコ協定			五年
二 日スイス協定			五年
三 日ペルー協定			三年
四 地域的な包括的経済連携協定			三年
(第二種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知に係る軽微な事実)			三年
第二十一條 法第七条の九第一項の経済産業省令で定める軽微な事実は、次のとおりとする。			三年
一 法第七条の九第一項第二号に掲げるもののうち、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであつて、記載内容の正確性を失わない範囲のもの			三年
二 法第七条の九第一項第三号に掲げるもののうち、第二種特定原産地証明書の趣旨の変更を伴わないもの			三年
第二十二條 法第七条の十第一項の第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。			三年
一 第二種特定原産地証明書の写し			三年
二 当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第二種原産地誓約書			三年
法第七条の十第一項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。			三年
一 日メキシコ協定			五年

二 日スイス協定			三年
三 日ペルー協定			五年
四 地域的な包括的経済連携協定			三年
3 法第七条の十第二項の第二種原産地誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第二種原産地誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。			三年
4 法第七条の十第二項の経済産業省令で定める期間は、当該第二種原産地誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成の日から起算して、当該作成に係る第二項の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。			三年
(身分を示す証明書)			三年
第二十三條 法第七条の十二第二項に規定する証明書は、様式第二十五によるものとする。			三年
(認定の取消しの通知)			三年
第二十四條 経済産業大臣は、法第七条の十三第三項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。			三年
(複合第一種特定原産地証明書の返納)			三年
第二十五條 法第二十七条第一項の規定により複合第一種特定原産地証明書に係る第一種特定原産地証明書の全部又は一部の発給の決定が取り消された場合の法第二十九条の規定による返納は、当該複合第一種特定原産地証明書の返納をもってするものとする。			三年
(法第三十条第五項の経済産業省令で定める者)			三年
第二十六條 法第三十条第五項の経済産業省令で定める者は、法第六条第一項又は第二項の通知に係る第一種特定原産地証明書に係るメキシコ合衆国の税関当局とする。			三年
附則			三年
1 この省令は、法の施行の日(次項において「施行日」という。)から施行する。			三年
(経過措置)			三年
2 経済産業大臣(指定発給機関が発給事務を行う場合にあつては、当該指定発給機関)は、第六条第四項の規定により施行日前に外国に向けて送り出された物品について特定原産地証明書を発給するときは、証明書受給者に対し、第七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。			三年

一 当該物品が直接輸送されたことを示す書類をメキシコ合衆国の税関当局に対し提示すること。

二 施行日から四月以内に当該物品に係る特定原産地証明書をメキシコ合衆国の税関当局に對し提出すること。

附則 (平成一九年五月二六日経済産業省令第六七号)

(施行期日)

この省令中第一条及び第二条の規定は経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年六月一日)から、第三条の規定は経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (平成一九年七月一二日経済産業省令第四八号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年七月十二日から施行する。

附則 (平成一九年八月三日経済産業省令第五一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(経過措置)

第二条 経済産業大臣(指定発給機関が発給事務を行う場合にあつては、当該指定発給機関)は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第六条第四項の規定によりこの省令の施行日前に外国に向けて送り出された物品について特定原産地証明書を発給するときは、証明書受給者に対し、この省令による改正後の第七条第三号各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 施行日から四月以内に、輸入者を通じて、当該物品に係る特定原産地証明書をチリ共和国の税関当局に對し提出すること。

二 前号の特定原産地証明書のほか、必要に応じ、輸入者を通じて、当該物品の輸入に関する文書をチリ共和国の税関当局に對し提出すること。

附 則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六七号）抄

1 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年一〇月一日経済産業省令第六九号）

この省令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一四日経済産業省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二八日経済産業省令第三八号）

この省令は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第六条第一項の表に次のように加える改正規定中第六号に係る部分、第七号に係る改正規定中第六項に係る部分、第十二条第二項の改正規定並びに様式第十一の次に四様式を加える改正規定中様式第十四及び様式第十五に係る部分は、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二二日経済産業省令第七七号）

この省令は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二日経済産業省令第七九号）

この省令は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二一年七月二八日経済産業省令第四二号）抄

第一条 この省令は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二一年八月二四日経済産業省令第四四号）

この省令は、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日経済産業省令第三〇号）

この省令は、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二四年一月一〇日経済産業省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第七号第一項第一号及び第三号の改正規定、第十条第一項中第三号を削る改正規定、第十三条第一項第四号の改正規定中表一の項に係る部分、第十五条第一項の次に一項を加える改正規定、第二十条の改正規定中「二年」の下に「（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）」を加える部分及び同条に表を加える改正規定中表一の項に係る部分、第二十二号第二項に表を加える改正規定中表一の項に係る部分、別表一の項下欄の改正規定中「イ」日メキシコ協定に係るものについては五年」を加える部分及び同表二の項下欄の改正規定中「イ」日メキシコ協定に係るものについては五年」を加える部分並びに次条の規定は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二四年三月一九日経済産業省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月一九日経済産業省令第一五号）

第二条 日メキシコ協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品の生産者に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第六号第一項に規定する書面により通知しなければならない義務については、前条ただし書きに規定する改正規定の施行後においても、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月一九日経済産業省令第一五号）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月一九日経済産業省令第一五号）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則様式第五（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則様式第五によるものとみなす。

附 則（平成二四年三月一九日経済産業省令第一五号）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月一九日経済産業省令第一五号）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則様式第五（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則様式第五によるものとみなす。

附 則（平成二四年三月一九日経済産業省令第一五号）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月一九日経済産業省令第一五号）

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り續けて使用することができる。

附 則（平成二四年七月六日経済産業省令第四九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成二四年七月六日経済産業省令第四九号）

（施行期日）

第二条 この省令による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第四号の二第一項第一号及び第十三条第一項第一号の規定の適用については、中長期在留者が所持する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

附 則（平成二六年二月二二日経済産業省令第六四号）

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日経済産業省令第六六号）

1 この省令は、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日経済産業省令第六六号）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則様式第一により使用されている書類は、この省令による改正後の同令様式第一によるものとみなす。

附 則（平成三〇年四月一七日経済産業省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年四月一五日経済産業省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和三年二月二四日経済産業省令第八三号）

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二二日経済産業省令第九三号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和五年二月二八日経済産業省令第六四号）

この省令は、令和六年二月五日から施行する。

附 則（令和五年二月二八日経済産業省令第六四号）

この省令は、令和六年二月五日から施行する。

別表（第十八条関係）

一 作成した第二種特定原産地証明書ごとに次に掲げる事項	上欄のイの末尾に記載された日の翌日から起算して次に掲げる期間
イ 作成した年月日	イ 日メキシコ協定に係るものについては五年
ロ 作成に係る物品の品名	ロ 日メキシコ協定に係るものについては三年
ハ 作成した事務所所在地	ロ 日メキシコ協定に係るものについては三年

二 証明の用に供した第二種特定原産地証明書に関する次に掲げる事項 イ 第二種特定原産地証明書を作成した年月日 ロ 第二種特定原産地証明書を作成した者の氏名 ハ 第二種特定原産地証明書を作成した物品の品名、数量及び関税番号 ニ 第二種特定原産地証明書が作成された物品の輸入者の氏名又は名称及び住所 ホ 第二種特定原産地証明書の作成の用に供した仕入書、納品書その他これらに類する書類に識別のための番号が記載されている場合にあつては、その番号 ヘ 第二種特定原産地証明書の作成に当たり、第二種原産品誓約書の交付を受けた場合にあつては、次に掲げる事項 (一) 第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに第二種原産品誓約書交付者が法人その他の団体である場合にあつては、その代表者の氏名	ハ 日ペルー協定に係るものについては五年 ニ 地域的な包括的経済連携協定に係るものについては三年 第二種特定原産地証明書の作成の日の翌日から起算して次に掲げる期間 イ 日メキシコ協定に係るものについては五年 ロ 日スイス協定に係るものについては三年 ハ 日ペルー協定に係るものについては五年 ニ 地域的な包括的経済連携協定に係るものについては三年
--	--

(2) 第二種原産品
誓約書の交付を受けた年月日

様式第一（第三条関係）

[illegible][illegible]

- ・ 容疑の覆核。不明の場合記入しなくてもよい。
- ・ ①～④については、必要に応じて記入欄を塗り、第一種特定地域周辺近河川の発祥を授けようとする物品それぞれに係る記入項目が確定できるよう、「N」欄に適し番号を付すこと。
- ・ 用紙の大きさは、国語、漢字やひらがな等のを除き、日本度量換表 A 4 とすること。

様式第一の二（第三条関係）

様式第一の二（第三条関係）（平成四年度～昭和、令和年度用）（電子記録用紙）（横書き）

第一種医薬品登録番号

年 月 日

経理部長大臣 様

（ふりがな）

品名又は名称

（ふりがな）

性 質

作用機序の概要

適 用 例

製造薬名

（P A N番号）

（注）

（添付文書）

当料社、他社が生産した下記の食品は、(経理部長大臣の名称) に基づく特定原産品であったとを冒称し、経理部長大臣より(各)特定原産品登録の通知等に関する通知（以下「第1通知」）を、(各)輸入業者の通知により、本製品の交付を受けた当該特定業者の住所等通知書（以下「第2通知」）を、(各)輸入業者3箇の通知により特定品通知機関に送附する通知を送付、以下「第1」に付し通知すると、(各)特定原産品大臣の第一種特定原産品通知登録の通知の交付を(各)輸入業者へ(各)特定原産品交付通知書(以下「第3通知」)を送付すること、(各)通知に付し(各)通知には当該通知に付し、当該特定原産品であることを示すことが必要であることを通知します。

品	
目次コード	物品の品名（漢文）

<備考>
この関係の大きさは、日本郵便規格 A 用 4 章とします。

[illegible]

[illegible][illegible]

Notice 1: The certificate of origin shall be a basis of identification of origin with the customs authority of the Importing Party. The importer or the producer of the good may request confirmation from the customs authority of the Importing Party in accordance with sub-paragraph 1 (2) of Article 10. The response must be in English. The response is required, irrespective of whether the good may be stored. If the response is not received within 30 days from the date of receipt of communication, professional and investment decision is denied.



様式第六（第六条関係）（単位：縦横400×400）

様式第七（第六条関係）（単位：縦横400×400）

Appendix 7-A	
1. Exporter's Name, Address and Country	2. Number of page
3. Exporter's Consignee's Name, Address and Country	AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF MALAYSIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Issued in Japan)
5. Means of transport and route (to be indicated)	6. Product's name
7. Date of dispatch	8. Quantity (in gross weight and FOB value (optional))
9. Date of receipt (in necessary) Month and number; Number and list of packages (Description of goods) HS code (after 6 digits)	10. Date of receipt (in necessary) Month and number; Number and list of packages (Description of goods) HS code (after 6 digits)
11. Remarks	
12. Declaration by the exporter	
13. Declaration by the consignee	
14. Signature of the exporter	
15. Signature of the consignee	

Appendix 7-B

Certificate which exempt this form for the purpose of preferential treatment under the Agreement between the Government of Japan and the Government of Malaysia for an Economic Partnership Certificate of Origin referred to as "the Agreement" in Japan and Malaysia.

General Conditions:

The main conditions for admission to the preferential tariff treatment under the Agreement are that the goods exported to Japan or Malaysia will:

- (a) fall within description of products eligible for admission in Japan or Malaysia;
- (b) comply with one of the requirements set out in Preference Criteria; and
- (c) comply with the management criteria of Article 12 of the Agreement.

Preferential Criteria:

A. The goods are wholly obtained or produced entirely in the territory of the Country, as defined in paragraph 1 of Article 20.

B. The goods are produced entirely in the territory of the Country exclusively from originating materials of the Country.

C. The goods satisfy the product specifications set out in Annex 7, as well as all other applicable requirements of Chapter 3, when the goods are produced entirely in the territory of the Country using non-originating materials.

Information to be Certified in this Form:

For the purposes of obtaining preferential tariff treatment, this document must be completed legibly and in full by the exporter or its authorized agent. Any part of the form must be completed in the English language. The certificate of origin will be no longer valid, if it is completed in any language other than English or modified after the issuance.

If the space of this certificate is insufficient to specify the necessary particulars for identifying the goods and other related information, the exporter or its authorized agent may specify the information using additional Appendix 7-A.

Field 1: State the full name, address and country of the exporter.

Field 2: State the full name, address and country of the importer or consignee.

Field 3: Provide the name of loading port, transit port and discharging port, and the name of vessel, flight number, or air or sea lanes.

Field 4: Provide lot number (in necessary), metric and number, number and kind of packages, Harmonized System (HS) Code as provided on 1 January 2002 and description of each good originating. The description should be well-kept.

to relate it to the description of invoice and to Harmonized System (HS) description of the good.

For each good, indicate in the new right or a more detailed level of the HS tariff classification. If the goods are subject to a product specific rule in Annex 7 that requires a special description (e.g. grain goods), indicate such description.

With respect to each good of Chapter 16 or 18 through 20 of the HS, the materials of third States which are member countries of the ASEAN and the material of each third State must be indicated if such materials were used in the production of the goods.

With respect to each good of Chapter 21 through 24 of the HS, the materials of the other Country or third States which are member countries of the ASEAN and the material of each third State must be indicated if such materials were used in the production of the goods.

With respect to each good of Chapter 25 through 27 of the HS, the materials of the other Country or third States which are member countries of the ASEAN and the material of each third State must be indicated if such materials were used in the production of the goods.

With respect to each good of Chapter 28 through 30 of the HS, the materials of the other Country or third States which are member countries of the ASEAN and the material of each third State must be indicated if such materials were used in the production of the goods.

Field 5: For each good, state which origin criterion (A through C under Preference Criteria above) is applicable. The rules of origin are contained in Chapter 3 and Annex 7.

Note: In order to be entitled to preferential tariff treatment, each good of a Country must meet at least one of the criteria above.

Field 6: For each good, indicate the quantity or gross weight, and the FOB value (optional).

Field 7: Provide the invoice number and date for each good. If the invoice is issued by a person different from the exporter or its authorized agent to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a third State, the number of invoice issued for the transportation of goods into the territory of a Country shall be indicated, and in field 8 it should be indicated that the goods will be imported in a third State. Identify

模範第八 (源六島探検) (昭和四十四年度・金賞)

[illegible][illegible]

[illegible]

graphed or electronically primed.

Notice 1. Any items entered in this form should be true and correct. False declaration or documents relating to the certificate of origin should be subject to penalty in accordance with the laws and regulations of the exporting Party.

Notice 2. This certificate of origin should be a basis of determination of origin at the customs authority of the importing Party.



様式第十一（第六条関係）

Appendix 1A (JEPFNS)

1. Requester Name, Address and Contact	Requester's Name			Contact Details
2. Requester's Company/Institution/Address and Contact	Requester's Company/Institution/Address and Contact			Requester's Company/Institution/Address and Contact
3. Requester's Address and Contact	Requester's Address and Contact			Requester's Address and Contact
4. This module for assessment: Make and number the table and list of parties. Describe it in detail.	1. Name	2. Address	3. Contact	4. Name
5. Name				
6. Name				
7. Name				
8. Name				
9. Name				
10. Name				
11. Name				
12. Name				
13. Name				
14. Name				
15. Name				
16. Name				
17. Name				
18. Name				
19. Name				
20. Name				
21. Name				
22. Name				
23. Name				
24. Name				
25. Name				
26. Name				
27. Name				
28. Name				
29. Name				
30. Name				
31. Name				
32. Name				
33. Name				
34. Name				
35. Name				
36. Name				
37. Name				
38. Name				
39. Name				
40. Name				
41. Name				
42. Name				
43. Name				
44. Name				
45. Name				
46. Name				
47. Name				
48. Name				
49. Name				
50. Name				
51. Name				
52. Name				
53. Name				
54. Name				
55. Name				
56. Name				
57. Name				
58. Name				
59. Name				
60. Name				
61. Name				
62. Name				
63. Name				
64. Name				
65. Name				
66. Name				
67. Name				
68. Name				
69. Name				
70. Name				
71. Name				
72. Name				
73. Name				
74. Name				
75. Name				
76. Name				
77. Name				
78. Name				
79. Name				
80. Name				
81. Name				
82. Name				
83. Name				
84. Name				
85. Name				
86. Name				
87. Name				
88. Name				
89. Name				
90. Name				
91. Name				
92. Name				
93. Name				
94. Name				
95. Name				
96. Name				
97. Name				
98. Name				
99. Name				
100. Name				

様式第十一（第六条関係）

Appendix 1B (JEPFNS)

This form is used for requesting grants of Japan for the purpose of professional treatment under the Agreement between Japan and the Kingdom of Thailand for an Economic Partnership Partnership entered in as "the Agreement".

1. Requester's Name, Address and Contact

2. Requester's Company/Institution/Address and Contact

3. Requester's Address and Contact

4. This module for assessment: Make and number the table and list of parties. Describe it in detail.

5. Name

6. Name

7. Name

8. Name

9. Name

10. Name

11. Name

12. Name

13. Name

14. Name

15. Name

16. Name

17. Name

18. Name

19. Name

20. Name

21. Name

22. Name

23. Name

24. Name

25. Name

26. Name

27. Name

28. Name

29. Name

30. Name

31. Name

32. Name

33. Name

34. Name

35. Name

36. Name

37. Name

38. Name

39. Name

40. Name

41. Name

42. Name

43. Name

44. Name

45. Name

46. Name

47. Name

48. Name

49. Name

50. Name

51. Name

52. Name

53. Name

54. Name

55. Name

56. Name

57. Name

58. Name

59. Name

60. Name

61. Name

62. Name

63. Name

64. Name

65. Name

66. Name

67. Name

68. Name

69. Name

70. Name

71. Name

72. Name

73. Name

74. Name

75. Name

76. Name

77. Name

78. Name

79. Name

80. Name

81. Name

82. Name

83. Name

84. Name

85. Name

86. Name

87. Name

88. Name

89. Name

90. Name

91. Name

92. Name

93. Name

94. Name

95. Name

96. Name

97. Name

98. Name

99. Name

100. Name

様式第十二（第六条関係）

Appendix 1C (JEPFNS)

This form is used for requesting grants of Japan for the purpose of professional treatment under the Agreement between Japan and the Kingdom of Thailand for an Economic Partnership Partnership entered in as "the Agreement".

1. Requester's Name, Address and Contact

2. Requester's Company/Institution/Address and Contact

3. Requester's Address and Contact

4. This module for assessment: Make and number the table and list of parties. Describe it in detail.

5. Name

6. Name

7. Name

8. Name

9. Name

10. Name

11. Name

12. Name

13. Name

14. Name

15. Name

16. Name

17. Name

18. Name

19. Name

20. Name

21. Name

22. Name

23. Name

24. Name

25. Name

26. Name

27. Name

28. Name

29. Name

30. Name

31. Name

32. Name

33. Name

34. Name

35. Name

36. Name

37. Name

38. Name

39. Name

40. Name

41. Name

42. Name

43. Name

44. Name

45. Name

46. Name

47. Name

48. Name

49. Name

50. Name

51. Name

52. Name

53. Name

54. Name

55. Name

56. Name

57. Name

58. Name

59. Name

60. Name

61. Name

62. Name

63. Name

64. Name

65. Name

66. Name

67. Name

68. Name

69. Name

70. Name

71. Name

72. Name

73. Name

74. Name

75. Name

76. Name

77. Name

78. Name

79. Name

80. Name

81. Name

82. Name

83. Name

84. Name

85. Name

86. Name

87. Name

88. Name

89. Name

90. Name

91. Name

92. Name

93. Name

94. Name

95. Name

96. Name

97. Name

98. Name

99. Name

100. Name

様式第十二（第六条関係）



[illegible][illegible]

Field 6: If the certificate of origin is issued *electronically*, in accordance with the rules of the competent governmental authority, the designee should indicate "Issued electronically". If the certificate of origin is only issued in accordance with Rule 3(a), the competent governmental authority or its designee should indicate the date of issuance and the number of copies of the certificate of origin. Other remarks (if necessary).

Field 7: This field should be completed, signed and dated by the exporter or its authorized agent. The "date" should be the date when the certificate of origin is applied for.

Note: The exporter or its authorized agent's signature may be adopted and/or printed.

Field 12: This field should be completed, dated, signed and stamped by the competent governmental authority or its authorized agent.

Note: The competent governmental authority or its designee's signature may be adopted and/or printed.

Annotation 1: Any notes entered in this field should be true and correct. False statements or documents leading to the certificate of origin should be subject to penalty in accordance with the laws and regulations of the exporting Party.

Annotation 2: The certificate of origin should be issued in accordance with the laws and regulations of the exporting Party.



様式第十五（第六条関係）（JPN/EN）

Appendix 1-B (JPN)				
1. Importer's Name, Address and Country	Certificate No.	Number of page		
2. Importer's Name, Address and Country				
AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND RUSSIA (JAPANESE) FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN				
3. Export details (name and origin) (in Japanese)				
4. Description (name and origin) (in Japanese) Member and list of members Description (quantity) HS tariff classification number	5. Production or origin	6. Quantity		
7. Issue date (month and year)				
8. Remarks				
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details are true and correct; - the goods described above meet the conditions specified in the measure of this act (Article 10 of the Act); - the country of origin of the goods is _____ Place and Date _____ Signature _____ Name (printed) _____ Company _____			10. Certification I, the undersigned, certify, on the basis of entries received on, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or designated office _____ (stamp) Place and Date _____ Signature _____	

Appendix 1-B

Parties which accept this form for the purpose of preferential treatment under the Agreement between Japan and Russia (Russian) for an Economic Partnership (hereinafter referred to as "the Agreement") are Japan and Russian Federation.

General Conditions

The conditions for the preferential tariff treatment under the Agreement are that the goods exported to Japan or Russian Federation should:

- (a) satisfy description of goods eligible for treatment in Japan or Russian Federation;
- (b) comply with one of the requirements set out in Subsection C (b) and (c) of Article 20 of the Agreement.

Preferential Conditions

A The good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as defined in paragraph 2 of Article 20.

B The good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party.

C The good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of Chapter 3, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials.

Information for Certification of Origin

For the purpose of obtaining preferential tariff treatment, the document should be completed fully and in full by the exporter or its authorized agent and certified by the competent governmental authority or its designee. Any form of the form should be completed in the English language. The document should be in original text, if it is translated after the issuance.

If the space of this document is insufficient to specify the necessary particulars for identifying the goods and other relevant information, the exporter or its authorized agent may provide the information using additional Appendix 1-A. In that case, every additional Appendix 1-A should be completed fully and in full by the exporter or its authorized agent and certified by the competent governmental authority or its designee.

Field 1: State the full name, address and country of the exporter.

Field 2: State the full name, address and country of the importer. As defined in subparagraph (b) of Article 20, "importer" means a person who imports a

good into the importing Party (e.g., the consignee who declares the imported good).

Field 3: Provide the name of loading port, transit port and discharging port and, the nature of vessel / flight number, as far as known. In case of re-exports, the name, the date of shipment (i.e. bill of lading or airway bill date).

Field 4: Provide item number (as necessary), marks and numbers, number and kind of packages, HS tariff classification number as entered on January 1, 2002 and description of each good consigned.

For each good, the HS tariff classification number should be indicated at the four-digit level.

The description of the good on a certificate of origin should be substantially identical to the description on the invoice and, if possible, to the description entered on the HS for the good.

With respect to subheading 2008.40 and 2206.90, in an exceptional case where the good is a specific product requiring a special description (e.g., "the preparation of subheading 2008.40", "wine component and cooking wine (HS) of subheading 2206.90" and "beverages with a basis of fruit juice of subheading 2206.90" by reason of their 1) purpose of subheading 2008.40, 2) mark description of specific products should be indicated.

With respect to each good of Chapter 30 through 40 of the HS, the materials of the other Party or non-Party which are necessary for the production of the good, the names of such materials should be indicated (if such materials were used in the production of the good).

With respect to each good of Chapter 50 through 60 of the HS, the materials of the other Party or non-Party which are necessary for the production of the good, the names of such materials should be indicated (if such materials were used in the production of the good).

Field 5: For each good, state which preferential criteria (A through C under Preferential Conditions) is applicable. The rules of origin are set out in Chapter 3 and Annex 2.

Note: In order to be entitled to preferential tariff treatment, each good of a Party must meet at least one of the following criteria:

Indicate "ACT" for accumulation, "IME" for De Minimis and "FROM" for origin of goods or materials, if applicable.

Field 6: For each good, indicate the quantity.

Field 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the transportation of the good into the importing Party.

If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is issued in a non-Party, it should be indicated in Field 7 that the goods will be imported from a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice.

In an exceptional case where the number of the invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued should be indicated in Field 7, and it should be indicated in Field 8 that the goods will be subject to another invoice to be issued in a non-Party for the transportation into the importing Party. Specify the full legal name and address of the person that will issue each other invoice. In such case, the relevant authority of the importing Party may require the importer to provide the invoice and any other relevant documents which confirm the transaction, then the exporting Party to the importing Party, with respect to the goods declared for import.

Field 8: If the certificate of origin is issued retroactively, the issuing authority should indicate "ISSUED RETROACTIVELY". If the certificate of origin is newly issued in accordance with Rule 50(1), the issuing authority should indicate the date of issuance and the certification number of the original certificate of origin. Other remarks as necessary.

Field 9: This field should be completed, signed and dated by the exporter or its authorized agent. "Date" should be the date when the certificate of origin is completed for.

Note: The exporter's or its authorized agent's signature may be authenticated or electronically signed.

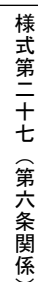
Field 10: This field should be completed, signed and stamped by the competent governmental authority of the exporting Party or its designee.

Note: The competent governmental authority or its designee's signature may be authenticated or electronically signed.

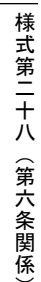
Note 1: Any form entered in this form should be true and correct. False declaration or documents relating to the certificate of origin should be

様式第十九（第六条関係）

[illegible][illegible][illegible]



CO Parental Report		CO Parental Report	
1. Parent's Name and Contact Information		Signature	Date
2. Parent's Relationship to the Child	Relationship (e.g., mother, father, guardian, etc.): Address: City/State/Zip: Phone Number:	Signature	Date
3. Parent's Medical History	Medical History (e.g., chronic conditions, medications, etc.): Allergies:	Signature	Date
4. Parent's Consent to the Procedure	I, the undersigned, do hereby consent to the procedure described above, and I understand that I am releasing the provider from any and all liability for any injury or damage to the child that may result from the procedure.	Signature	Date
5. Parent's Signature		Signature	Date

[illegible]

[illegible][illegible]

編者簡介：（按姓名順序）



様式第三十（第六条関係）

[illegible]

様式第三十一（第六条関係）

[illegible]

Instructions for Candidates of English	Appendix A
Parties which entered into the Convention of gubernatorial nomination shall appoint a representative to the National Convention of the Party, and shall be eligible for a National Platform Conference. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected.	Parties which entered into the Convention of gubernatorial nomination shall appoint a representative to the National Convention of the Party, and shall be eligible for a National Platform Conference. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected.
General Conditions 1. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 2. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 3. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 4. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 5. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected.	General Conditions 1. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 2. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 3. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 4. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 5. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected.
Instructions for Candidates of English 1. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 2. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 3. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 4. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 5. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected.	Instructions for Candidates of English 1. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 2. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 3. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 4. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected. 5. The representative shall be a member of the Party, and shall be a resident of the State in which he was elected.

[illegible]

[illegible][illegible][illegible]